

【報告要旨】

報告 1) 固有名を用いたコミュニケーション

藤川直也

エヴァンズは、「私」「あなた」「これ」「ここ」といった種類の指示表現を用いたコミュニケーションの成立について次のことを指摘した(Evans, 1982, chap. 9)。この種の表現の発話を理解するためには、聞き手は、話し手が意図した対象について考えるだけでなく、話し手が指定する特定の仕方ですべてについて考えなければならない(そのために話し手は、自分が意図した対象がどれで、それについてどのような仕方ですべてについて考えたいのかを明らかにできるのでなければならない)。たとえば「私」という表現を含む文の発話を理解するためには、聞き手は、単にその話し手本人について考えるだけでなく、話し手(目の前にいる)この人という直感的な仕方ですべてについて考えることができない。

他方でエヴァンズは、固有名を用いたコミュニケーションの成立には、対象についての考え方に対するこのような制約は存在しない、と主張する(Evans, 1982, pp. 399-400)。その理由は、固有名の使用は、明らかに多種多様な仕方ですべての指示対象について考えており、それら多様な考え方のうちに共通項を見出すことはできないからだ。

本発表では、「固有名概念」と呼べるような、固有名の使用者間で共有された指示対象についての考え方を提示した上で次のことを考えたい。

- (i) : 固有名概念は、固有名を用いたコミュニケーションにおいて、話し手が固有名の発話によって指定し聞き手がそれを使わなければならない特定の考え方だろうか。つまりエヴァンズの主張に反し、固有名を用いたコミュニケーションにおいても、指示詞などの場合と同様の、対象についての考え方に対する制約が存在するだろうか。
- (ii) : レカナティは、指標詞(など)を用いたコミュニケーションにおいて対象についての特定の考え方が指定されるのは、その特定の考え方と指標詞(など)に慣習的に結び付けられた言語的意味との間に一定の対応関係が存在するからだを指摘している(Recanati, 1993, chap. 5-7)。(i)に対する答えが肯定的な場合、固有名についても同様のこと、つまり、固有名を使ったコミュニケーションに固有名概念が必ず関わるのは、固有名概念と固有名の言語的意味とに対応関係が存在するからだろうか、あるいはそれとは別のメカニズムがそこでは働いているのだろうか(cf. Recanati, 1993, chap. 10)。

文献

Evans, G. (1982). *The Varieties of Reference*, Oxford: Clarendon Press.

Recanati, F. (1993). *Direct Reference: From Language to Thought*, Oxford: Blackwell.

報告 2) 公平な観察者は国際間で可能か—堂目卓生『アダム・スミス』の検討—

木宮 正裕

本報告では、堂目卓生『アダム・スミス』(中公新書、2008 年。以下、「本書」と表記)を導きの系としつつ、スミスの「公平な観察者」概念を再検討することによって、堂目教授のスミス解釈に対して応答することを目指す。

本書においては、第三章第二節「国際秩序は可能か」において、個人間どうして同感が可能で、公平な観察者を形成することができるのであるならば、国家間においても「国際的な公平な観察者」は可能なのではないかという問題提起をしている。スミスの「公平な観察者」は、個人どうしにおける共通の価値観の内面化であり、内面化された規則であるはずだが、「国際的な公平な観察者」論においては、ある種実体的なものとして捉えられているように思われる。本報告では、この点に着目し、『道徳感情論』に立ち戻ることによって、国家間にまで踏み込んでスミスの理論を読解することが可能なのかを検討したい。

報告3) エドモンド・バークのポリティカル・エコノミー

中澤信彦（関西大学）

エドモンド・バーク（Edmund Burke, 1729/30-97）は、最晩年の著作『ある貴族への手紙』（1796）において、自らの長年にわたるポリティカル・エコノミーの研究を「不滅の業績」と自画自賛し、「エコノミスト」たることを誇っている。それにもかかわらず、彼は市場の諸法則を主題とした著作を残していない。大半のバーク研究者がこの重大な事実を見落としてきた。むしろ、バークはポリティカル・エコノミーという言葉で市場の諸法則を研究する学問領域という意味で用いていなかった、と考えるほうが妥当ではないか？

本報告では、このような問題意識を背景として、バークのポリティカル・エコノミーの基本構造を明らかにすることを目指す。報告は以下の手順で行われる。最初に、彼の政治学の最重要概念の一つである「慎慮（prudence）」に注目して、慎慮の徳についてのバークの見解を整理する。次いで、慎慮の徳が彼のポリティカル・エコノミーにおいて占める位置を確認することを通じて、彼のポリティカル・エコノミー観とエコノミスト観を再構成する。以上の考察をふまえて本報告が提出する暫定的な結論は以下である。バークにとってポリティカル・エコノミーという学問領域は、その中核部分に「国家に関するバランス（収支・釣り合い）の賢明な管理運営」の学としての財政学が据えられ、それを大ブリテンとその帝国の諸利害をめぐる政策の分析が取り囲む、という基本構造を呈している。その究極の目的は、慎慮の徳に基づいて国家に関する収支の賢明な管理を行い、統治から腐敗（恣意的な権力）を取り除くことによって、公共の利益（公共善）を達成することにある。レッセ・フェールという一般的通則は、腐敗の除去というより高次の目的を達成するための一つの指針にすぎない。彼のポリティカル・エコノミーが市場の諸法則に関する原理的な考察をその領域内にまったく含まないわけではないけれども、それらは大ブリテンとその帝国の諸利害をめぐる政策との関連において考察されるにすぎず、ポリティカル・エコノミーという領域のかなり外側（周縁）に位置している。したがって、彼が穀物取引と労働市場のレッセ・フェールを主張したことも、市場の正義の絶対性を一面的に唱道したものとして受け取られてはならない。慎慮に基づいて、つまり、便宜や裁量に基づいて、そうした一般的通則には例外や修正が認められうるのである。

なお、本報告は、日本イギリス哲学会第24回全国大会シンポジウム「エドモンド・バーク」での報告「バークとマルサス——脱ラピュータ島のポリティカル・エコノミー——」（於関西学院大学、2000年3月26日）に抜本的な改訂をほどこしたものである。